

契約保証金の納付等について

(入札参加者交付用)

一般財団法人広島市学校給食会においては、契約の締結にあたり、契約保証金（契約金額の10分の1以上の額（単価契約の場合においては、その都度会長が定める額）。以下同じ。）を契約締結の日までに納付していただくこととしております（契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときを除きます。）。

ただし、利付国債又は広島市債の提供並びに金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

なお、具体的な取扱いは次のとおりですが、金融機関の保証、履行保証保険契約の締結（以下「保証等」といいます。）にあたっては、**事前**に取扱機関の審査を必要とします。したがって、**落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の申込みをされたのでは保証等を受けることができない場合があります**ので、保証等を予定される場合は、**必ず事前**のできるだけ早い時期に取扱機関にご相談ください。

区 分	取扱機関等	内 容
1 契約保証金の納付	契約担当課	落札者の方は、契約金額（単価契約の場合には、会長が定めた額）の10分の1以上の契約保証金を、落札決定時にお知らせする指定口座に振り込んでください。また、契約締結の日までに振込金（兼手数料）受領書等の契約保証金を振り込んだことが確認できるものの写しを契約担当課へ持参してください。 ※ 現金及び小切手は取り扱いませんので注意してください。
2 利付国債又は広島市債の提供	契約担当課	落札者の方は、額面で1の契約保証金の額の利付国債又は広島市債を契約担当課へ持参してください。
3 金融機関の保証 ※ 金融機関については、下の欄外を参照してください。	金融機関	落札者の方は、金融機関が交付した保証書を契約担当課へ持参してください。 ※ 保証契約の締結にあたっての留意事項 ① 保証契約締結日及び保証書作成日：入札日から契約締結日までの日とすること。 ② 契約内容：契約名称、履行場所及び契約金額は、契約書に記載された内容と同一とすること。 ③ 保証期間：契約書に記載された契約期間と同一期間とすること。 ④ 保証金額：上記1の契約保証金の額とすること。 ⑤ 名宛て人：「一般財団法人広島市学校給食会」とすること。 ⑥ 保証委託者：落札者とすること。 ⑦ 履行請求期限：保証期間経過後、2か月以上確保すること。
4 履行保証保険契約の締結	損害保険会社	落札者の方は、損害保険会社が交付した履行保証保険に係る証券を契約担当課へ持参してください。 ※ 保険契約の締結にあたっての留意事項 ① 保険契約締結日及び保険証券作成日：入札日から契約締結日までの日とすること。 ② 契約内容：契約名称、履行場所及び契約金額は、契約書に記載された内容と同一とすること。 ③ 保険期間：契約書に記載された契約期間と同一期間とすること。 ④ 保険金額：上記1の契約保証金の額とすること。 ⑤ 被保険者：「一般財団法人広島市学校給食会」とすること。 ⑥ 保険契約者：落札者とすること。 ⑦ 特約条項：「定額てん補」とすること。なお、 <u>保険責任の始期および終期に関する特約条項</u> は付さないこと。

※ 「金融機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいい、具体的には、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいいます。